

# 近世京都における町会所の役割

武 田 明 子

はじめに

江戸時代末期の庶民の生活を描いた『守貞漫稿』によると、京都の髪結の記述に「毎坊、會所ト号ケテ、市民會合ノ家一戸ヲ置ク」とあり、近世の京都の町には木戸や番所と同じく、一般的に町有の施設として町会所が置かれていた。

町会所は、恒常的な自治運営の場であり、町と共同体の性格を見る上で非常に重要な共有施設であるが、その実態や成立については十分に明らかにされていないのが実情である。

京都の町会所についての研究は、川上貢氏と谷直樹氏による『祇園祭山鉾町会所建築の調査報告 本文編』<sup>2)</sup>が主なものである。山鉾町の町会所を中心に述べられており、町

会所は町衆自治の伝統を継承し、育んできた町の核であったとしている。

そこで本論では、京都市中の町会所を対象にして、近世の京都における町会所の役割について述べたいと思う。京都の町会所は、原則的に各町に設けられたが、行政の末端組織として取り込まれていたとされている。しかし、権力者側のみの要求で存在したのではなく、町の共同体側からの必要性にも支えられて恒常的な施設として存在していたのではないだろうか。従って、町会所が町の人々にとつてどのような存在であり、役割を担っていたのかを述べることによって、町共同体からの必要性を考察したい。また、会所の役割を分析することにより、京都がどのような性格をもった都市であったのかについても考察したいと思う。

内容構成においては、はじめに町会所の初見や成立要因

を探り、会所の成立意義について考察する。ついで会所の設立や構造、利用方法について具体的な事例を検討し、会所の実態に迫りたい。さらに、町会所の様々な機能についても事例を集め、町共同体にとって会所がどのような役割を果たしていたのか、また、その背景について述べることにする。

## 一、町会所の成立と普及

京の町衆は、室町時代から戦国時代には軍勢や土一揆、または治安の乱れから自分達の生命と財産を守るために自衛武装し、自治的な町の運営を行った。上京、下京という都市規模で自分たちの町を守るためには、地域割りが必要であり、町組が形成された。そして、上京と下京にはそれぞれの町組によって選出された役員から構成された最高決定機関があり、その運営にあたっては、上京においては革堂、下京においては六角堂を集合場所としていた。

これに対し、町ごとの寄合を行うための施設である町会所はいづころより成立したのであろうか。会所成立の最も早い例は、文禄五年（一五九六）の鶏鉾町において見るこ

とができる。

### 定法度

一 毎月六日ニ御汁可有之事。

一 町中之儀に付て、最負偏頗仕間敷事。

一 諸事談合之時、年寄衆多分可然之とのかたへ各可相付之事。

一 於会所談合之刻不罷出、以来何かと申候とも、承引有間敷事。

会所という施設で談合が行われており、毎月決まった日に御汁、つまり寄合が行われている。寄合の方針も多数決で議決され、えこひいきをしない事を誓っていることより、寄合が重視され、町人内部では平等な資格での議決展開が要請されていることが分かる。ここに庶民の自治を見ることができるであろう。

鶏鉾町は山鉾町の為、早くから自治が確立しており、町運営からの必要により寄合が行われ、そのための施設である町会所が成立していたと考えられる。つまり、町会所は町の共同体に必要とされて成立している。

冷泉町の「大福帳」では、会所の初見は正保三年（一六四六）の「会所ノ宿ちん」である。そして、町会所成立以

前には、年寄衆の屋敷が町会所の機能を果していた。天正二十年（一五九二）より慶長十五年（一六一〇）までの間、烏帽子着、官途成、亭主成等の社会儀礼的な寄合が町の年寄衆などの有力者の屋敷で行われている。そして、町運営のための年寄衆のみの寄合や宴会も有力者の屋敷で行われているだけでなく、それらの費用は町入用とされている。

本来の寄合は、寄合の参加資格を持つ家持であれば、発言権は平等であるはずである。しかし、このように有力者の屋敷で寄合を行うと、参会者の発言に遠慮が生じることでも考えられるから、町有の会所を会合の場とする場合とでは、平等で公正な町運営の点から、差違がないとはいえない。会所で行う寄合は、町の有力者の屋敷で行う寄合に比べれば、発言権の平等性が保たれ、公正な運営が可能であり、近世の町の平等論理にかなうものである。このように、町々での寄合は、初期には町内の有力者の家が用いられたが、やがて専用の会所がもうけられるようになったと考えられる。

しかし、町会所は、近世初期においては必ずしも一般的なものではなかったようである。京都では、天正期の洛中検地以後、延宝、宝永、享保、明和期の五度にわたり「間

尺改」が行われているが、その際に作成された各町の史料から具体的な宅地割が復元され、これにより町会所は（一）天正期（一五七三―九二）にはいずれの町にも存在していない、（二）延宝期（一六七三―八二）には存在している町としていない町とが混在している、（三）宝永期（一七〇四―一）以降には広汎に存在している、ということが指摘されている。

これらより、鶏鉾町や冷泉町は他の町に先駆けて成立しており、町会所が一般的になるのは十七世紀中期以降のようである。鶏鉾町や冷泉町のように早くから町会所が成立するには、町衆の豊かな経済的蓄積と、町の自治が確立していることが必要であり、その条件を満たした町には会所が成立していたものと考えられる。

京の町は、十七世紀初頭においては、自治運営に格差があったために、会所の存在する町と存在しない町があった。よって、町会所は町の成立段階から存在するものではなく、一般的には町の均質化が整ってくる十七世紀中期以降に成立するものであるといえるのではないだろうか。では、町会所はどのように普及していったのであろうか。

町を末端組織に取り込もうとする、都市支配政策の一環

として、所司代牧野佐渡守親成が明暦元年（一六五五）に九カ条の市中法度を発布するが、その一つに人々を市政に協力させようとする「二日寄合」の規定があった。<sup>11)</sup>

#### 二日触之事

右毎月二日ニ宿老町中共無懈怠寄会を仕、諸事吟味致へし、但所定置之書出シ在之儀者、町中一同ニ可守其法、面々私ニ異儀申族、政道之妨、町中之難義、禁すんはあるへからず、且又寄会にことをよせ遊宴ニ長し、当分之要用を相妨、剩後日之申分出来々ニ族甚以自由之至也、自今以後自余之沙汰を不相交、一切ニ可守法令之旨者也

これは京都市中の自治の面で先進的な町々の慣習を善例とし、法のかたちで市中全域にその実施を命じたものと考えられるが、これにより借屋人を含む町の全構成員の参加する寄合が定期的に行われるようになり、恒常的な会合の場の必要性が高められたと考えられ、京中に会所が成立する直接的要因になったといえる。

さらには明暦二年の「京都町之年寄可相定触状<sup>12)</sup>」で、「最前令触知ことく、毎月二日於会所諸事吟味可致」とあり、これにより、会所という建物、つまり寄合の恒常施設

が普及していったといえる。また、この明暦二年の触れによって各町に適材の年寄がおかれることになり、運営事務を行う場としても会所の必要性が高まったともいえるであろう。

牧野親成の「九ヶ条」以後、会所に関する法令は享保七年（一七二二）と八年に出されている。享保七年には「むしろ五枚宛、町々会所家ニ致用意可差置候<sup>13)</sup>」とあり、会所を消火道具を設置する場としている。享保八年には「町々木戸普請、溝普請、会所修復等之類、年寄五人与斗之申合ニ而申付間敷候、町中へも相談之上相極普請可致候<sup>14)</sup>」とあり、このころには会所が広く普及し、一般的なものになっていたことがうかがわれる。

以上により、十七世紀中期以降に京中の町に会所が成立していったのは、明暦元年に牧野親成によって発布された二日触の影響によるものが大きいといえる。

しかし、鶏鉾町や冷泉町をはじめ、二日触以前に寄合と町会所は存在していることより、町会所の根源は町の共同体からの必要性によって成立したものであり、町々で成立しつつあった町会所を都市支配の拠点に取り込もうとしたのが牧野の政策のねらいであったといえるのではないだろ

うか。

## 二、町会所の設立事情

会所の設立事由として、(1) 町中による買得、(2) 寄進の二つがあげられる。

まず、町中による買得であるが、江戸時代の家屋敷売買は個人相互の契約だけで成立するのではなく、町の許可を得てはじめて成立するものであった。西上之町の宝永二年(一七〇五)の町式定によると<sup>15)</sup>

一家之売買誰殿ニ而も御肝煎可有候、直段相對ニ而相極り候ハ、五人組之内御一人吹挙人御頼被成、其時町中寄合買主をも吟味仕、若切死丹ころひ町内ニ指合之御方候ハ、可為無用、且又町内ニ御望之仁御座候ハ、町中談合之上ニ而相極メ可申事

とあり、売買は町中で徹底的に話しあつたうえで売買が認められていた。

また、売買に関するとりきめには、三条衣棚町の正徳四年(一七一四)の町之式目で「家を売候共、従昔之売券之屋敷を切て他町へ不可付之事<sup>16)</sup>」とあるように、町内の家屋

敷は町の重要な構成領域として考えられており、他町へ屋敷地や地尻などを切り売りしてはならないというとりきめがあった。そこで、適切な買い手のいなかった家屋敷については、町中が負担して共同で買得し、町中持家として管理されることが多かった。その町中持家が会所として用いられる場合があつたのである。

芝大宮町では、宝暦十三年(一七六三)に菱屋善太郎より銀三貫目で買いつた町中持家の二カ所が、明和四年(一七六七)には合併され、後に会所家として利用されている。<sup>17)</sup>

### 家屋敷之事

壱ヶ所 式軒役

大宮通芝大宮町東側

南之方壱ヶ所

南隣 町中持家

表口 式間壱尺壱寸

裏行 拾三間四尺

北之方壱ヶ所

表口 式間壱尺六寸

裏行 拾三間四尺

但、右間尺之内、地尻ニ而丑寅之方ニ而、東

北隣 角屋治左衛門

西四間式尺五寸、南北五尺六寸五分之二之欠地在之。

土蔵壹ヶ所

右屋敷は、先年式ヶ所ニ而、五年以前未年、菱屋善太郎より代銀三貫目ニ買請、其後壹ヶ所ニ仕、町中所持相違無御座候。(後略)

足袋屋町では「町会所家屋敷之儀、寛延三年町内若狭屋おせう殿家屋敷買得之節、夫迄之会所不勝手ニ付、町中相談之上家代増銀、老軒役ニ付銀百目宛取集買得仕候。」とあり、これまでの会所に不都合があったため、金を出しあつて、寛延三年(一七五〇)に新たに便宜の良い家を会所とした。そして、明和四年の段階では、慶長十三年(一六〇八)以来、町中で所持していた北側東端の家屋敷が町会所になっており、さらに会所家が移動している。<sup>19)</sup>

六角町では、延享二年(一七四五)に、それまで使っていた南会所には土蔵がなくて困っていたところ、町の東側北の門際にある、土蔵を持った町屋敷が売りに出されていたのを町中で買い取り、新しい会所としている。<sup>20)</sup>

一 東側松屋庄九郎家屋敷 代銀八貫目

右東側北之門際松屋庄九郎殿家屋敷御売払ニ付町中

相談之上ニ而買求候儀者、先年より老人衆町会所ニ土蔵無之事歎キ罷在候所、右屋敷ニ拾式疊舖之能土蔵有之ニ付而南会所屋敷銀六貫目ニ鱗形屋彦兵衛殿ニ売渡申候、然者差引式貫目之増銀也、其上普請致建立候處凡四貫目余入用在之向後会所ニ相定申候、然ル處不思儀成哉明曆年中已前者此度之屋敷元米会所地人辺候(後略)

このような例は他の町でも見ることができ、買得による会所の設立は、最も一般的な設立方法であつたと思われる。ところで、会所は買得されて設立されているが、買得手が現れると売却されている。天保四年(一八三三)の『鍵屋町文書』には

一会所家壹ヶ所 但し老軒役

家代銀八貫目ニ近江屋松二郎殿え売渡し申候事、證文年寄茂兵衛殿ニ候事。

とあり、<sup>21)</sup> これまで会所家として用いていた屋敷を銀八貫目で売却していることが分かる。このことより、町会所は共同施設であつたが、町の事情によって売買されるものであり、永久に一定の位置にあるというわけではない。

会所の二つ目の設立方法として寄進があげられる。享和

元年（一八〇一）の『芝薬師町文書』において次のように記されている。<sup>28</sup>

一 当町住人紋屋金七殿、類焼後死去被致、後家いそ殿所持之地面式ケ所有之。妻子無之ニ付、西之方は弟子庄助へ譲り渡し、東之方老ケ所を町中様へ御譲り受被下候ハ、有難奉存候。（中略）町中寄合相談、承知之上、下地之会所家を売払、右金七後家より被出候地面へ会所家を建、町会所と定候。然ル上は、金七并いそ右兩人共、年廻等相当り候節は、町中打寄百万遍を申、廻向致可遣候事。（後略）

今まで使っていた会所家を売り払い、寄進された土地に会所家を建てた後、町では寄付者の年忌を続けるという。しかし、寄進は町内の構成員のたまたまの善意によるものであり、会所の設立方法としては一般的なものではなく、特別なものであるといえる。

以上、(1) 町中による買得、(2) 寄進の二つが町会所の設立事由としてあげられるが、こうした会所設立の来歴が示すように、町会所はその町内の適当な町屋が用いられており、特殊な構造を持った施設ではなかったことが考えられる。

町会所は一般の町屋と同様に売買されているが、売却後何年かの間、会所が存在しない町もあった。では、会所のない間は町の運営はどうなっていたのであろうか。

清和院町では、寛永一六年（一六三九）の定法度に「会所無之内ハ、其時之行事ニて寄合、茶之外ハ菓子も出不申事」とあり、会所という施設がなくても寄合が行われ、町の運営が行われていることが分かる。<sup>29</sup>そして、町内に会所が無い場合は、町内の者の家屋敷がその都度用いられている。宝永二年（一七〇五）の上ノ町の町式定で、町内に会所がないために町内の了因坊が寄合の場とされている。<sup>30</sup>

一了因坊え町役之ゆるし

番等之類、行事、

庄屋きう、ふせん、年寄きう、とてのかき、

五人組、竹の子はん、

火事役、川普請、

年頭銭、すて子、八朔銭、公儀行、御旅所そうし

右ハ、町内ニ会所無之候ニ付、寄合場仕候故、ゆるし

置所也。（後略）

会所の代わりに用いられている了因坊では、これだけの町役の免除がされていることから、会所の代わりに用いられ

ることが、当該屋敷にとつてはいかに負担が大迷惑であつたかをうかがうことができる。会所家がなくても町内の者の家を用いて寄合を行うことは可能であるが、町の運営に個人の家を用いると、公正さと平等性に欠ける恐れがあるので、人々は会所を恒常的に維持しようと努めていたようである。

人々は、新たな経済的負担になることがあつたとしても会所を維持しようとしており、かなりの苦心をしながらも会所普請、つまり会所の造営費を調達している。長刀鉾町では、明和五年（一七六八）に町会所の修理のための講が結成され、契約を申し合わせている。

一 当町会所及破損候処、普請諸入用等出方無之、就夫、此度町中銘々相談之上、軒役ニ不相拘、月次ニ致集錢、即札数高式百式拾枚左之通ニ為割合、壹枚ニ付錢廿四銅宛、凡五ヶ年之間取集之、毎月諸入用方へ相渡可申候。尤返済之儀は、此以後例年之神事并町諸入用等随分致儉約、年々納り銀を以二季勘定之節札数ニ為割合、急度致配分相渡し可申事。

このように長刀鉾町では、修理費用として札を配分し、札数に応じた出銭を集めて、完成後は出資金を返済している。

町の経済状態の許すかぎりには会所を恒常的に維持しようとしていたことが分かる。

以上より、会所というのは、買い手が現れると売却され、その時に代わりの適当な町中持家が見つからなければ、町には会所のない時期もあつたと考えられるが、その間は町の運営は行われていても、町政事務の遂行上からも望ましい状態ではなかつたと思われる。そして、会所は各町事情によって設けられていたものであり、実際は常に京中の全ての町に会所が存在していたわけではなかつた。

### 三、会所家の構造と実態

一般の町屋が町会所として用いられているのが通例である。しかし、町内の人々が集まり、共有施設として利用される町会所には、その機能に適する望ましい町屋というものがあったのではないであろうか。町会所に用いられた町屋とは、一体どのような構造を持っていたのかを考えたいと思う。

京の町人の住居については『守貞漫稿』によって見ることが出来る。京の町屋の古くからの基本は、通りに面して



表に「見世」があり、その奥に「中之間」、「座敷」がつづく。「見世」は商いに、「中之間」は生活の場として用いられた。これらの片側は「通り庭」になっており、「見世」にならぶ部分が「見世庭」で、中戸をくぐると「内庭」にいたる。「中之間」の横にあたる「内庭」は、炊事を行う場で、井戸・大竈を中心にして、片隅には小さな竈が置かれている。

次に町会所の構造についてであるが、冷泉町では、宝暦六年（一七五六）の「冷泉町西側会所屋敷絵図」と寛政五年（一七九三）の「会所家普請一件文書」に会所屋敷の絵図があるが、両方とも中戸の形態をとっており、一般の町屋とほとんど変わらない。

山鉾町の町会所は、祇園祭の運営上、特殊な形式を持っていたようである。川上貢氏・谷直樹氏によれば、山鉾町の町会所は、表通りに面して町有借屋が建ち、裏に平屋の会所家と土蔵が配される形式の「裏別棟会所型」と、表通りに面して二階建の会所家が建ち、奥に土蔵が建つ形式の「表一階会所型」の二種類に分けることができ、会所家は一般の町屋と同じであったとしている。<sup>28)</sup>

このように町会所の建築構造は一般の町屋とほとんど変

わらないようであったが、会所家として望ましい条件としては、寄合を行うための広い座敷があり、座敷は離れ座敷がベターであったようである。山鉾町である六角町の「六角町会所図」によれば、廊下を使えば他の部屋を通らずに「表の間」から直接、離れ座敷に行くことができ、また、土蔵とつながっている二階には七畳と十五畳の続き座敷を持っており、これらが寄合の時には用いられたと考えられる。

二つ目に望ましい条件として、土蔵を持っていることが考えられる。会所を新しく設置する際に、その理由として、それまでの会所に土蔵がなく勝手が悪いことをあげている例がしばしば見受けられる。また、明和七年（一七七〇）に山田町で「右は当町会所ニ土蔵無之候故御神興并家具類家並ニ土蔵有之候方え老年切ニ預ケ申候」とあり、会所は町内の共有物を保管する役割を持っている。よって、会所に必要なものとして火事の時の梯子や祭りの時の資材を保管するための土蔵も条件としてあげられるであろう。

以上より、町中持家の中で、条件により適合した町屋が町会所として用いられたことが分かったが、これは会所が町の成立と同時に成立したのではなく、町の事情に応じ

て設立されたものであり、限られた都市空間の中で自分達の町に会所を持つための手段であったといえるのではないだろうか。

このように、一般の町屋と同じような建築構造であった会所であるが、そのため人の居住が可能であり、会所は人が居住する共同施設でもあった。

京都の町会所には「会所用人」が居住していた。用人とは、町用を行い、町から給銀を受けとって生活していた町に抱えられた者のことである。会所用人は、家族または単身で町の会所に居住し、町用を行った<sup>33</sup>。会所用人の主な仕事は町の雑用事務と髪結であった。髪結については後で触れるが、その勤め方については、冷泉町の町中定に見ることができ<sup>34</sup>。(1) 町年寄の指揮で、奉行所からの触れや町組からの相談事等についての伝達を町中に行う。(2) 年寄の指示を受け、年寄の補佐役である行事や寄合の茶番、自身番の順番などの均等な振り分けを行う。(3) 番人の指揮。以上の三点があげられる。勤め方はほどの町にも共通し、とりわけ山鉾町では、会所や蔵などに置かれた町内の御神体や、山鉾の資材等を火災から守るように義務づけられていた<sup>35</sup>。

用人が会所に居住することで得られる利点としては、町政事務が行いやすい点と、会所には町の運営に関する書類や町の共有物が保管されており、それらの管理をはじめ、盗難や火災等から町の財産を守ることができるといえる。

会所には用人が居住することもあったが、また、借屋人が居住する場合もあった。冷泉町の「越後屋甚兵衛借屋借り請一件文書」に次のように記されている<sup>36</sup>。

#### 冷泉町西側会所屋鋪絵図定証文之事

右絵図之通、当町会所家屋敷当子年より来ル末年迄八ヶ年限借用申所美正也、則御請状并寺請状共御町江差出申候、御法之通相背申間鋪候、家賃壹ヶ年壹貫目宛之定、毎六月極月兩度ニ相渡可申候、下地建物之奥ニ此方より勝手を建添住居仕候、下地建物修理等此方より可仕候、為後日依而如件

宝曆六年 借り主 越後屋甚兵衛(印)

子正月

会所に家賃が払われ、借屋となっている。ここで、共有施設を借屋としても良いのかということになるが、町中で買得した家屋敷を借屋しておく方が町の財産を有効に活用することができるといえる。つまり、町に会所の家賃が納

められるということである。家賃が納められれば町費が潤うし、買得で設立した会所であれば、その費用にあてることができ、非常に有効である。

以上が会所の居住者についてであるが、もし、会所に人が居住していなければ、寄合や行事がない時は会所は空家になる。しかし、居住者がいれば会所家の維持管理に人を雇わなくてもよいので合理的である。会所という町の共有施設に人が居住することは、労働的にも金銭的にもメリットが生まれており、町の財産である会所を合理的かつ有効に利用しているといえる。

#### 四、寄合における町会所

町会所の成立に深い関わりがあった寄合であるが、寄合を見ることで様々な会所の機能を見ることが出来る。寄合は、各町の町規則で規定されており、どのように行われていたのかを規定により見ていくことにする。

寄合の参加は町内の家持層のみに限られ、借屋人は参加することができなかった。六角町の町式目には「借屋衆中江町衆振廻ニ参候事、可致無用事」<sup>37)</sup>とあり、家持と借屋人

ははっきりと区別され、移動性の強い借屋層は町の自治運営に参加できなかった場合が多い。

また、寄合の参加資格は、家持で家督を請けていたとしても、元服以上でなければ参加できず<sup>38)</sup>、家守も参加できなかった<sup>39)</sup>。

寄合の際の席順については、「座席之儀は、当役順番、老若ニ不限町入ニ可順事」<sup>40)</sup>や「座並は、町入早キもの、段々上座たるへく候。他町ニ住居之人ニは、座席中央より下も座たるへく事」<sup>41)</sup>とあり、町に長く居住している者の権限が強いことが分かり、ここに町の先住者上位秩序的性格が表れている。しかし、「寄合之義、古新に不構存知寄、無遠慮可申出候」<sup>42)</sup>とあり、話し合いにおいては、新古によらず意見をかわす民主的な話し合いや決定が行われていたように、ここに庶民の自治の精神が見受けられる。

そして、寄合への参加義務は徹底しており、欠席する場合は、事前に年寄へ報告をしなければならなかった。町によつては「寄合ニ不参之方、帳面ニ記置、巡礼五日替り、二人之行事之外、臨時行事之補役可相勤候事」<sup>43)</sup>と欠席の旨を帳面に記され、町の仕事を課せられたり、罰金を支払う町もあった<sup>44)</sup>。参加の徹底には、「於会所談合之刻不罷出、

以来何かと申候共、承引有間敷事」といふ、後刻になって、決定に不服としても受けつけないとする、寄合の直接代理の性格によるものだといえる。以上が、規定から見た寄合についてであるが、次に寄合の種類について述べることにする。

寄合は、定例のものと臨時のものがあり、定例の寄合には(1)初寄、(2)勘定寄合、(3)二日寄合、の三つがあげられる。

初寄についてであるが、初寄とは、「初寄合町汁」ともよばれ、町内の年頭礼であった。寄合では話し合いだけでなく、各自がそれぞれの膳を持ち寄り、饗宴を行ったことから「町汁」ともよばれたのである。

貞享二年(一六八五)に出版され、京都の年中行事を網羅した『日次記事』には、正月の十日の項に「十日汁」として「落下舊俗今朝每一町各自携膳食于會所此月頭人設一汁是稱汁會喫畢後讀法令教町中男女守此式五月九月同然」とあり、持ちよった膳で食事をした後に、法令を読み上げている。

西亀屋町では、出席者は袷羽織、袴、扇子、脇さしという正装で出席し、食事は酒の他に魚なども並び、かなりの

ご馳走が出されており、初寄は新年宴会のようである。

このことにより、初寄は儀礼的性質をもっており、人々にとって特別なものであったといえる。よって、会所は儀礼を行うと共に親睦を深める場であるといえる。

次に勘定寄合であるが、勘定寄合では会計簿の監査、決算の認定、経費賦課の決定などを行った。通常七月と十二月の二期に分けて開かれていたので「二季寄合」とよばれた。

下柳原南半町の寛政八年(一七九六)の定では「二季算用寄合之節、年寄手控持出、町中立会勘定可致候。若、不<sub>レ</sub>算用ニ候ハ、年寄方より勘定相立可申候事。」とあり、町中の立ち会いのもとで勘定が行われていることより、町内の役職者達の町費の不正使用を摘発していることが分かる。町の金を公正に使用することで、より良い町運営を目指し、平等を保とうとしている。

よって、町会所は「公正」、「平等」な町の自治運営を行う場といえる。

そして、二日寄合であるが、二日寄合は毎月二日に行われる寄合で、所司代牧野親成が明暦元年(一六五五)に発布した「九ヶ条」の一つ、「二日触之事」によるものである。

る。『日次紀事』には「二日寄會」として「毎月洛中每一町聚會所讀天下之法令是稱二日寄會<sup>6)</sup>」とあり、同書が成立した十七世紀後半には、どの町においても一般的に行われていたことが分かる。寄合は、はじめに年寄が板倉周防守重宗の廿一カ条及び牧野の九カ条を町内の居住者一同に読み聞かせ、一同は法令の遵守を誓い、一人一人が押印した。蛸薬師町の享保八年（一七二三）の法式では次のように記されている。

一 毎月二日於会所寄會無懈怠相勸、家持并借屋迄之判形を取置候事、且又此節町之門普請、溝普請、会所修覆等之類すへて町内用事遂相談可埒明事也、第一町火消之組合重々可申渡事、右之外町之掃除并道筋之悪敷所其家々之前を念入直シ被申候様ニ申渡候事、此節病氣又は隙入ニ而寄會え不出輩は年寄方え断可申遣事ニ候

木戸、溝、会所、道筋の共同施設の管理には町内全体である事や、火消しや町の掃除についてまでも相談されている。寄合が上意下達の場合だけでなく、町の共同体の自治の相談の場であることが分かる。

ここで注目されるのが、寄合は通常、家持しか参加出来

ないものであるが、この二日寄合には、町内の家持、借屋人が残らず参加して会議をしていることである。町の正式な構成員と認められていない借屋人の参加には、支配者と町の双方にメリットがあったため、成り立っていたのではないだろうか。支配者側としては、町の人口の多くを占める借屋層を参加させることで法令を徹底させ、人々を市政に協力させることができる。町としては、寄合に出席することによって借屋層にも町の一員としての自覚が生まれるため、団結力が強まり、町の運営を円滑に行うことができる。さらに、江戸時代においては、町内で犯罪者が出た場合、町内に連帯責任の厳罰が下された。であるから、犯罪の未然の摘発を行うため、定期的に町の構成員が顔を合わせる事でお互いに監視しあい、異変を早くに察知して犯罪者を出さないように注意を払う事が必要であった。借屋人は家持に比べて移動が容易であり、町に対する責任も軽いため、町内の平和を乱す行動をとる可能性が高いとも判断され、町は彼らに対して警戒せざるを得ない場合もあった。よって借屋層までが顔を合わせる場合は、町にとって大変重要であったといえるのではないだろうか。

次に臨時の寄合について述べることにする。天保九年

(一八三八)の『函谷鉾町文書』に次のように記されている。<sup>52)</sup>

一町中寄合之席は、兼而申合候通茶計、可為禁酒義は勿論之事ニ候。殊ニ此度御鉾再建ニ付而は毎々寄合候事なれば、時刻相触候ハ、正刻ニ無間違來集可致候。相互ニ夫々商体を抱罷在義ニ候故、長席ニ不相成様直様要用相勤、不益之雜談致間敷、用談相済候ハハ早々退散可致候。互ニ売用ニ差支不申様、常々心掛ケ可申候。

これは、函谷鉾町の鉾が天明大火で焼失し、その再興をはかるために行われた寄合についてである。各町々では、このように町内で持ち上がった様々な問題を討議し、かつその結論を得るために、臨時に寄合がもたれている。臨時といても、定例の寄合よりも問題が起きれば開かれる臨時の寄合の方が、実質的な町政を行い、重要だったのではないだろうか。そして、町内に問題が起これば集合して話し合いをしなければならず、緊急を要するものや回を重ねて話し合わねばならないものもあり、いつでも寄合ができる場が必要になってくる。ここに会所の恒常化の必要性が考えられるであろう。

また、史料によれば「互ニ売用ニ差支不申様」と、互いに商売に差し支えがないように注意が払われて寄合が行われていることより、町が「商工業者としての職業的な共同結集」<sup>53)</sup>であることがうかがわれる。そして、人々が寄合を行う時には、商売に多少の支障が出てしまうが、町の構成員である以上、しかたがないことである。しかし、町に会所がなく、誰かの屋敷で寄合を行うことになれば、寄合の場にされた家の商売には、さらに支障をきたすということもないわけではない。平等に寄合を行うために、共同施設としての寄合の場、つまり会所が必要とされたといえる。

以上が定例の寄合と臨時の寄合についてであるが、これらの寄合の後に会食を行っている記述をよく見かける。そこで、寄合と会食の關係について考えることにする。

参加資格や席順においてまで規定され、厳粛に行われた寄合であるが、話し合いだけではなく、皆で食事をし、親睦を深めている。これを町汁と呼んだ。町汁は、公家の会食をうけついでものであるが、室町時代末期においては町中で行われていた。<sup>54)</sup>

そして、時代が下ると共に町汁は次第にぜいたくになっていったようである。明暦元年の触状には「寄合にことを

よせ遊宴ニ長し、当分之要用を相妨<sup>55</sup>」とあり、明暦二年の触状にも「寄合ニ事を寄、振廻酒宴等に長し、当分之要用を致懈怠、剩後日之申事出来之族、曲事たるへし」と寄合<sup>56</sup>における宴の自肅をよびかけている。

これをうけて町でも自肅の動きが見られ、明暦二年には西方寺町で「町中寄会之日者廻り菓子の外振舞を令停止、尤禁酒等可仕候事」とあり、各町で儉約を促す取り決めが見られるようになった。町によっては、寄合の回数を減らしたり、食べ物の種類を限るとか、さらには町汁に要する費用は町負担にするとかの取り決めを行うなどして質素化が計られた<sup>58</sup>。このように、質素化が計られた町汁であったが、正月の初寄合町汁に関しては年頭礼であったため、他の寄合とは区別され、ご馳走が出されたようである。

寄合の規定の中で、出される食べ物に関する記述が種類や品数にいたるまで詳細に、しかも頻繁に見られ、規定自体も町内でたびたび定められている。町汁は奢侈逸楽に走りがちであったといえ、人々は寄合を楽しむにしていたことがうかがわれる。

以上より、寄合は町の自治運営の基礎であると同時に、弛緩しがちな町内のコミュニケーションの連帯をはかる手

段として重視されており、会所は町内コミュニケーションの中心であったといえる。

## 五、町人のくらしと町会所

町会所には寄合の他にも人々が集い、社会的な儀礼の場年中行事の拠点、文化・教養を深める場など、様々な機能があった。一つ目として、町会所には年頭礼をはじめ、社会的な儀礼を行う場であった。明和五年（一七六八）の小泉町の町儀之定では「入賀・嫁取共、於会所町中寄合<sup>59</sup>」とあり、入賀、嫁取といった新しく町の一員となる者のお披露目が行われている。町入に関する烏帽子着、冠途成といった儀礼にも会所が用いられていた。このように会所を社会的な儀礼を行う場として用いることによって、新しく構成員になった者の披露と周知を町内に公示することができ、新構成員においては連帯責任を担うことを自覚させ、町の運営に協力することを誓わせた。つまり、町会所は、町内に新たな構成員の顔を広め、町の秩序と平和を守るための場であったといえる。

二つ目に、町会所は祭礼をはじめとする年中行事に用い

られた。特に山鉾町においては、祇園祭の際に頻繁に利用されている。長刀鉾町の寛政十二年（一八〇〇）の「町式目並印鑑」により、山鉾町である長刀鉾町の町衆が、祇園祭に際して、会所に参集する事例を整理すると次のようになる。

五月 二十日 吉符入 一到袴羽織ニ而会所へ着座  
二十七日 清祓

晦日 鉾悴か 早朝より一到会所へ参集

らみ

六月 朔日 鉾建 今朝未明より町中会所へ参集

五日 曳初 今未明より町中参集五ツ時曳

初

六日 鉾鏑 昼時より町中会所へ参集鉾鏑

之事

七日 巡行

八日 鉾崩し 未明より一到会所へ参集

十一日 神事入用算用

会所では、人々が集まり、祭りの運営について相談したり、準備を行っている。また、稚児の舞初めと囃子の練習も行われ、宵山にあったっては、「会所飾り」として町会

所の座敷には、山鉾の御神体や町内の宝物が並べられ、披露された。このように、山鉾町の町会所は、祇園祭において、その機能を最大に発揮するのである。

さらに、長刀鉾町では祇園祭以外の年中行事でも会所が用いられており、町会所は四季を通して人々が集い、町の行事を一緒に祝うことで連帯感を深める場であったようである。

三つ目として、町会所は、町内の文化・教養を深めるためにも用いられたようである。すでに早くから演能より独立していた素謡は、「謡」として江戸時代に大流行しているが、京都においては「便用謡」として登場していた。「便用謡」とは、さまざまな知識を小謡の形式をとって記憶させようとした一連の作品である。京の縦横小路の通り名、東海道の駅路、西国三十三カ所、服忌令、歴代天皇、和算の方法などがうたいこまれており、実用性のあるものが中心であった。特に、京の縦横の小路の通り名をつづった「九重」は、京の人々が京都の地理を覚えるのに用いられていたと思われる。

守屋毅氏によると、このような実用性を持つ「便用謡」は、きわめて日常的に町会所などで、謡の素養のある人々



によって子供たちに教え広められたものと考えられ、町会所は使用謡などの稽古を通して町内の社会教育の場でもあったとしている。<sup>63</sup>

町会所では、教育の他に文化に親しむ場でもあったようだ。芝薬師町において次のような事例がある。明治元年（一八六八）に町中規則が改められ、「会所座敷ニ而三味線、碁、将棋、拳、舞曲等之義、堅無用之事」と記されている。規則で禁止されているということは、以前はこれらの娯楽の数々が会所で行われていたとも考えられる。会所で人々は遊興を楽しみ、さらにはそれらを通して友好を育んでいたと思われる。使用謡や遊興の例より、町会所は人々が文化や教養を身につけ、楽しみながら交流を深める場としても用いられていたといえるのではないだろうか。

町会所は（1）社会儀礼、（2）年中行事、（3）文化・教養の場として一年を通して利用され、親しまれていた。また、これらの事柄を通して、人々は精神的な結束を強め、町内の平和を保とうとしていたといえるであろう。

さらに、京都の古い方言で「会所」とは床屋をさしたそ  
うであり、町会所は町内の髪結床としても利用されており、日常的に町内の人々に利用されていた。『守貞漫稿』によ

れば「京師ノ会所守ハ髪結ヲ常ノ業トス故ニ、宅表ヲ髪結床トシテ座敷ヲ会合ノ席トス。大坂ハ然ラズ、右ノ髪結人ノ会所ト称シ坊内ノ町公用ヲ兼務ス」とあり、会所が日常は髪結床として使われていたことが分かる。そして会所には通常、会所用人が居住しており、会所家の維持管理や町の雑役事務を行っていたが、その他に髪結も行っていたようである。町人は日常的に髪を結び、ハレの日の身なりを整えるためにも髪結は町に必要なものであった。髪結は町中の誰もが利用するものであり、それを会所で行ったことで、会所は頻繁に町内の人々が入りし、情報交換を行う場であったと考えられる。

『史料 京都の史料 第十二巻』によると、塩竈町においては、毎月二日寄合での定書を額に貼り付け、町内北側にあった町会所の表間にかけていたそうであるが、これは町会所が、頻繁に人々が入りする場であったことに基づいているといえるであろう。

このように、町会所は日常的に町内の人々が集まる場であったといえ、町内コミュニティの中心として機能していたといえる。

## おわりに

京都の町会所は、支配者側からの要求だけでなく、町の共同体においても恒常的に必要とされた施設であった。

京都の町会所は他の都市に比べ、早い時期に成立し、十七世紀中期以降にはほとんどの町に存在していた。これは、京都が江戸時代の初めには最大の人口を持つ大都市であり、大都市を支配するには町の均質性が必要とされ、町会所の普及は、ある意味町の均質性の浸透の過程であったと考えられる。

京中の町に町会所が成立し、普及していったのは、都市支配を目的とした所司代牧野親成の法令が直接的要因であった。しかし、法令が出される以前にも会所の成立していた町が存在しており、本来は町共同体からの必要性により成立したものであった。その必要性とは、近世の町の平等論理を全うするための公正で平等な町の自治運営のシンボルとしての存在ということができる。

そして、人々は、限られた都市の空間の中で自分達の町に会所を持つために、町内の町中持家を会所として用いた。

このように、町会所は町の事情によって成立されていたので、ある期間、会所がないままに町の運営を行っていた町もあったが、人々は常に恒常的な維持を目指していたようである。

人々が町会所を恒常的に維持しようとしたのは、会所には様々な機能があり、日常的に町内の人々が出入りする施設であったからである。会所では、(1) 町政事務、(2) 共有財産の保管、(3) 寄合、(4) 社会儀礼、(5) 年行事・文化、(6) 教養の伝承、(7) 髪結床が行われ、非常に多目的に利用されていた。

町会所は町の自治運営の中心であるが、町内の精神的結束の場としての役割も大きいことが分かった。この背景としては、町は人の流動が激しく、町内の平和を守り、安全に生活するためには町内での精神的な結束をはかることが重要であったためと考えられる。町会所は、町のコミュニケーション・ションの核として町共同体から必要とされていたのであった。町会所とは、町の共同体の安らかな都市生活を支える役割を持った共有施設であったといえるのではないだろうか。

末筆ではあるが、これまで浅学な私を温かく見守り、ご

指導下さった鎌田道隆先生に心からの感謝の意を表したい。

補注

- (1) 朝倉治彦・柏皮修一校訂編集、『守貞漫稿』第四卷、東京堂出版、一九九二年、六四頁
- (2) 京都大学工学部建築学教室建築史研究室編、川上頁監修、谷直樹執筆『祇園祭山鉾町会所建築の調査報告 本文編』一九七五年
- (3) 『北観音山文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第四卷、平凡社、一九八〇年、二八五頁  
天文六年（一五三七）に「但し大割六角堂ニ而寄会申候」とある。
- (4) 『鵜鉾町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第十二卷、一九八一年、一一九頁
- (5) 山鉾町とは、祇園会の際に山鉾を出す町のことである。山鉾は氏子の人々によって作られるものであり、それも個人の氏子でなく、町共同体が作り、運営するものである。また、大型の山鉾を巡行させるには多額の費用と労働力が必要であり、町共同体の成立が不可欠であった。  
祇園会は応仁の乱以後、一時中断されるが、明応九年（一五〇〇）に再興されており、山鉾町は、山鉾巡行を行うために他の町に比べ、早くから町共同体の自治が確立していた。

- (6) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』第一卷、思文閣出版、一九九一年、一一六頁
- (7) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』第一卷「大福帳」より、町会所以外の寄合の記述を見ることが出来る。  
天正廿年 西かわ衆の時 ならやせにつかい申  
九百九十文 しゆけいにて 一町参会時  
慶長元年 於了仁亭参会之時  
老久六分  
慶長貳年 私ほしきよろこひこと 於了仁さま  
四十匁 西東参会  
慶長十五年 辻ノいひ事ノ請合ニ宗俊にて惣町衆  
三匁三分 よりあひ
- (8) 吉田伸之「町人と町」(『講座日本歴史』近世Ⅰ) 東京大学出版会、一九八五年、一六四～一六九頁
- (9) 杉森哲也「町組と町」(『日本都市史入門・町』東京大学出版会、一九九〇年、六五頁)
- (10) 杉森哲也「町組と町」(『日本都市史入門・町』) 六三頁以下
- (11) 京都町触研究会編『京都町触集成』別巻二、二一四頁、岩波書店、一九八九年
- (12) 京都町触研究会編『京都町触集成』別巻二、二一六頁
- (13) 京都町触研究会編『京都町触集成』第一卷、岩波書店、一九八三年、三三三頁

- (14) 京都町触研究会編『京都町触集成』第一巻、四一七頁
- (15) 『西上之町文書』京都市歴史資料館編『叢書 京都の史料 京都町式目集成』一九九九年、六六頁
- (16) 『三条衣棚町文書』京都市歴史資料館編『叢書 京都の史料 京都町式目集成』二二一頁
- (17) 『芝大宮町文書』京都市編『史料 京都の歴史』第七巻、平凡社、一九八〇年、五三七頁
- (18) 『足袋屋町文書』京都市編『史料 京都の歴史』第二二巻、一八四頁
- (19) 『足袋屋町文書』京都市編『史料 京都の歴史』第二二巻、一七七頁
- (20) 京都大学工学部建築学教室建築史研究編、川上貞監修、谷直樹執筆『祇園祭山鉾町会所建築の調査報告 本文編』
- (21) 京都市編『史料 京都の歴史』第二二巻、一九〇頁
- (22) 京都市編『史料 京都の歴史』第七巻、五六二頁
- (23) 『清和院町文書』京都市編『史料 京都の歴史』第七巻、二二八頁
- (24) 『西上之文書』京都市編『史料 京都の歴史』第七巻、三九二頁
- (25) 『長刀鉾文書』京都市編『史料 京都の歴史』第二二巻、一五三頁
- (26) 朝倉治彦・柏皮修一訂編集、『守貞漫稿』第一巻、東京堂出版、一九九二年、四三頁以下
- 著者喜多川守貞は、京阪の民戸を「巨戸」、「中戸」、「小戸」に区分しているが、必ずしも建物の規模の基準を明確に設けた上で使用された言葉ではない。巨戸は上層の富裕な町人、中戸は中層の町人、小戸は下層町人の住居と考えられている。
- (27) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』第二巻、思文閣出版、一九九四年、三四九頁
- (28) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』第四巻、思文閣出版、一九九四年、九八頁以下
- (29) 京都大学工学部建築学教室建築史研究室編、川上貞監修、谷直樹執筆『祇園祭山鉾町会所建築の調査報告 本文編』四頁以下
- (30) 『北観音山町文書』(京都歴史資料館フィルムNo.一八四〇)
- (31) 『山田町文書』京都市歴史資料館編『叢書 京都の史料 京都町式目集成』二〇六頁
- (32) 『梅忠町文書』京都市歴史資料館『叢書 京都の史料 京都町式目集成』二七一頁
- 元文四年(一七三九)の定によると、梅忠町では、会所に水籠階子と灯籠が置かれている。また、享保七年(一七二二)の法令でも、「むしろ五枚宛、町々会所家ニ致用意可差置候」とあり、会所が消火道具を設置する場とされている。
- (33) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』第二巻、二六七頁
- 寛延二年(一七四九)の「宗門人別改帳」から、町会所

に用人とその母、妻、弟、悻、弟子二人の計七名が住んでいる事がわかる。

- (34) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』第一卷、二〇五頁。「会所用人方定書」が記されている。
- (35) 京都大学工学部建築学教室建築史研究室編、川上貢監修、谷直樹執筆『祇園祭山鉾町会所建築の調査報告 本文編』二八頁
- (36) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』第二卷、三四九頁
- (37) 『北観音山町文書』、京都市編『京都の歴史』第六卷、學藝書林、一九七六年、三六七頁
- (38) 『元中之町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、五〇七頁  
「町儀ハ、家督請候仁ニ而も、元服以上可被出候」とある。
- (39) 『西上之町書』京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、三九二頁  
「家守衆ハ、町参会ニ出申間敷候」とある。
- (40) 『下柳原南町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、一六頁
- (41) 『作庵町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、四六六頁
- (42) 『二条西洞院町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第九卷、二四二頁
- (43) 『元中之町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、五〇七頁
- (44) 『諏訪(弘) 文家書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、二三〇頁  
寄合の欠席の届出を行わなかった場合、過錢五拾文を出さなければならなかった。
- (45) 『鶏鉾町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第二二卷、一二二頁
- (46) 『新修 京都叢書』第四卷、新修京都叢書刊行会、臨川書店、一九六八年、四一頁
- (47) 『西亀屋町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、五〇一―五〇二頁  
出された料理は次のように記されている。  
一 町汁当屋、其日之行事。  
こくせう  
平 くわひ 牛房  
焼もの ぶり  
いも しいたけ  
麩 生貝  
中酒肴 飯蛸  
二献目 娘菜したし  
鉢さかな 在候もの何にても見合  
三献目 ぬたもの見合、わけますみそ  
酒膳之上、三献切。

右之通、例年定り也。尤、膳碗之類各々持寄りにて。

- (48) 京都大学工学部建築学教室建築史研究室編、川上貢監修、谷直樹執筆『祇園祭山鉾町会所建築の調査報告 本文編』二五頁

- (49) 『下柳原南半町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、一一七頁

- (50) 『新修 京都叢書』第四卷、二五頁

- (51) 『蛸薬師町文書』、京都市歴史資料館編『叢書 京都の史料 京都町式目集成』一四〇頁

- (52) 京都市編『史料 京都の歴史』第二二卷、一二八頁

- (53) 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」(『部落問題研究』六八号、一九八一年、四一頁)

町を地縁的・職業的身分共同体とし、商業が町民の結合の核になっているとしている。

- (54) 京都市編『京都の歴史』第六卷、三六四頁

- (55) 京都町触研究会編『京都町触集成』別巻二、二二四頁

- (56) 京都町触研究会編『京都町触集成』別巻二、二二六頁

- (57) 京都町触研究会編『京都町触集成』別巻二、二二六頁

- (58) 『下柳原南半町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、一一七頁

「町内初汁、二季寄合之節、酒三献限ニ相定、相互ニ行儀第一ニ致、常々諸事儉約いたし」とある。

- (同) 『長刀鉾町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第四卷、四八五頁

「寄合之節、質素第一ニ心掛可為禁酒、銘々并当持參、廻り菓子儀は焼餅之類可然事」とある。

- (59) 『土屋山家文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第二二卷、二八〇頁

- (60) 「長刀鉾町式目・祇園山鉾町所蔵文書目録」(『史窓』第一七・一八合併号、一九六〇年、二三五頁以下)

- (61) 「長刀鉾町式目・祇園山鉾町所蔵文書目録」(『史窓』第一七・一八合併号、二三三頁)

明和五年(一七六八)に「花作り之節兒元より振舞有之候儀是又右ニ準シ為祝儀銀子被指出候共会所ニ而ハ左之通取斗相祝ひ可申事」とある。

- (62) 京都市編集『京都の歴史』第六卷、一二一〜一二三頁

- (63) 守屋毅著『京の町人 近世都市生活史』教育社、一九八〇年、八七〜八八頁

- (64) 『芝薬師町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第七卷、五七〇頁

- (65) 朝倉治彦・柏皮修一校訂編集『守貞漫稿』第一卷、八二頁

- (66) 『塩竈町文書』、京都市編『史料 京都の歴史』第二二卷、二三〇頁